

北海道告示第 10810 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和 6 年（2024 年）5 月 10 日

北海道知事 鈴木 直道

1 資格及び調達をする役務等の種類

令和 6 年度（2024 年度）において道が締結しようとする（1）に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、（2）に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、（3）に定めるものとする。

（1）契約

令和 6 年（2024 年）5 月 30 日に一般競争入札の公告を行う令和 6 年度（2024 年度）農村・求職者良質雇用マッチングアシスト推進事業委託業務契約

（2）資格

令和 6 年度（2024 年度）農村・求職者良質雇用マッチングアシスト推進事業に係る業務の資格（以下「資格」という。）

（3）役務等の種類

令和 6 年度（2024 年度）農村・求職者良質雇用マッチングアシスト推進事業委託業務契約

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

（1）単独法人、法人以外の団体又は複数法人等（法人、法人以外の団体も含む。）による複合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

（2）単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道競争入札資格者指名停止事務処理要領（平成 4 年 9 月 11 日付け局総第 461 号）第 2 第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが

既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本社が所在する都道府県の事業税（道税の納税義務がある場合は除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。（当該届出の義務がない場合を除く。）

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この入札に参加する者でないこと。

3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和6年5月10日（金）から令和6年5月20日（月）までの毎日午前9時00分から午後5時00分までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道農政部生産振興局技術普及課のホームページ

(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/gjf/187576.html>) においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

4 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基

づき設立された組合又はその連合会（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

（２）再申請の方法

再申請しようとする者は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

５ 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

（１）資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１の（１）に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

（２）有効期間の更新

資格は１の（１）に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

６ 資格の喪失

資格を有する者が２に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

７ 資格に関する事務を担当する組織

（１）名 称 北海道農政部生産振興局技術普及課

（２）所 在 地 札幌市中央区北３条６丁目

（３）電話番号 ０１１－２０４－５３８５